議案第87号 朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例

市長公室市政情報課

1 改正の趣旨

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律が改正された。

当該法改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護法が地方公共団体へ直接適用されることとなるため、朝霞市個人情報保護条例を廃止し、 法改正に伴い必要な事項について規定する朝霞市個人情報の保護に関する 法律施行条例を制定するもの。

2 主な制定内容

- (1) 開示請求・訂正請求・利用停止請求の手続 法及び規則で定める事項を書面に記載するものとする規定。
- (2) 開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等の期限に関する特例 開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等の期限は14日以内、特 例延長期限は44日以内とする規定。
- (3) 開示請求に係る手数料

手数料の額は無料、写しの交付等に要する実費や郵送等に係る実費 負担とする規定。

- (4) 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会への諮問 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項を各号に定める ものとする規定。
- (5) 運用状況の公表 個人情報保護制度の運用状況を、毎年度公表することとする規定
- (6) 朝霞市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置 本施行条例の施行に伴い、職員や受託者等の責務や罰則の経過措置 を定める規定。

- (7) 朝霞市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正及び経過措置 朝霞市情報公開・個人情報保護審査会の設置に関連する法令の変更 や調査権限を定める規定。また、それに伴う経過措置を定める規定。
- (8) 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正及び経過措置 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会の設置に関連する法令の変更 や所掌事務を定める規定。また、それに伴う経過措置を定める規定。
- (9) 朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改 正及び経過措置

指定管理者等の安全管理措置や秘密保持義務を定める規定。また、 それに伴う経過措置を定める規定。

3 施行期日等令和5年4月1日から施行。

担当 市長公室市政情報課市政情報係 電話463-1759